

資料 1 1 2 - 3

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について

(諮問第3138号)

<目 次>

1 諒 問 書	1
2 諒 問 概 要	3
3 參 考 資 料	7

諮詢 第3138号
令和3年3月26日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 武田 良

諮詢 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第21条第1項の規定に基づき、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの間において、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対して適用する基準料金指数を、別紙のとおり設定することとしたい。については、同法第169条第2号の規定に基づき、上記のことについて諮詢する。

別紙

特定電気通信役務の種別 (電気通信事業法施行規則 (昭和60年郵政省令第25号) 第19条の4)	東日本電信電話 株式会社	西日本電信電話 株式会社
音声伝送役務（第1号）	95.1	95.1
音声伝送役務であって第一種指定端末系 伝送路設備のみを用いて提供されるもの (第2号)	102.6	102.6

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について

1. 背景

総務大臣は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 21 条第 1 項に基づき、利用者の利益に及ぼす影響が大きい特定電気通信役務に関する料金について、その種別ごとに能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができると認められる水準の料金を料金指数により設定し、その料金指数を基準料金指数として、その適用する日の 90 日前までに、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に通知することとしている。

基準料金指数は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「規則」という。）第 19 条の 5 第 1 項に定める次式により算定することとし、同条第 2 項に基づき適用期間は毎年 10 月 1 日から 1 年間としている。

基準料金指数

$$= \text{前適用期間の基準料金指数} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{生産性向上見込} + \text{外生的要因})$$

基準料金指数の算定に必要な生産性向上見込（以下「X 値」という。）は、同条第 4 項に基づき 3 年ごとに現在の生産性に基づく将来の原価及び利潤並びに今後の生産性向上を見込んだ将来の原価及び利潤から算定することとしている。現在の X 値の有効期間は令和 3 年 9 月末までであることから、令和 3 年 10 月から令和 6 年 9 月末までの間で適用する次期 X 値を新たに算定する必要がある。

次期 X 値の算定に当たっては、総務省において令和 2 年 12 月から「上限価格方式の運用に関する研究会」（座長：辻正次 神戸国際大学学長）を計 4 回開催し、X 値の考え方について整理を行い、X 値 = 0.1% を採用することとされた。

2. 諒問事項

特定電気通信役務を提供する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、「N T T 東日本・西日本」という。）に対して令和3年10月から適用する基準料金指数※1を以下のとおり設定することについて、情報通信行政・郵政行政審議会に諒問を行うものである。

区分（バスケット）	R 2. 10～R 3. 9	R 3. 10～R 4. 9
音声伝送バスケット※2	95. 2	95. 1
加入者回線サブバスケット※3	102. 7	102. 6

※1 … 平成12年4月の料金水準を100とする。基準料金指数の算定に当たっては、消費者物価指数変動率：0%、生産性向上見込率（X値）：0.1%、外生的要因：なし、として算定している。

※2 … 規則第19条の4第1号に定められる電気通信役務の種別。具体的には、N T T 東日本・西日本が提供する加入電話・I S D Nの基本料・通話料等、公衆電話の通話料等を指す。

※3 … 規則第19条の4第2号に定められる電気通信役務の種別。具体的には、N T T 東日本・西日本が提供する加入電話・I S D Nの基本料・施設設置負担金を指す。

【参照条文】

○ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（特定電気通信役務の料金）

第二十一条 総務大臣は、毎年少なくとも一回、総務省令で定めるところにより、指定電気通信役務であつて、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定めるもの（以下「特定電気通信役務」という。）に関する料金について、総務省令で定める特定電気通信役務の種別ごとに、能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができると認められる水準の料金を料金指数（電気通信役務の種別ごとに、料金の水準を表す数値として、通信の距離及び速度その他の区分ごとの料金額並びにそれらが適用される通信量、回線数等を基に総務省令で定めることにより算出される数値をいう。以下同じ。）により定め、その料金指数（以下「基準料金指数」という。）を、その適用の日の総務省令で定める日数前までに、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に通知しなければならない。

- 2 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、特定電気通信役務に関する料金を変更しようとする場合において、当該変更後料金の料金指数が当該特定電気通信役務に係る基準料金指数を超えるものであるときは、第十九条第一項又は前条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 3 総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があり、かつ、当該申請に係る変更後の料金が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。
 - 一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないこと。
 - 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。
 - 三 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであること。
- 4 総務大臣は、基準料金指数の適用後において、当該基準料金指数が適用される特定電気通信役務に関する料金の料金指数が当該基準料金指数を超えている場合は、当該基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があると認めるときを除き、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該特定電気通信役務に関する料金を変更すべきことを命ずるものとする。

5～7 (略)

（審議会等への諮問）

第二百六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

- 一 (略)
- 二 (略) 第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定、（以下、略）
- 三・四 (略)

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（特定電気通信役務の種別）

第十九条の三 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 電話及び総合デジタル通信サービスを除く音声伝送役務
- 二 データ伝送役務
- 三 専用役務

（基準料金指数の算定方法等）

第十九条の五 法第二十一条第一項の基準料金指数は、適用期間ごとに、次の式により算定するものとする。

基準料金指数＝前適用期間の基準料金指数 × (1 + 消費者物価指数変動率 - 生産性向上見込 rate + 外生的要因)

- 2 基準料金指数の適用期間は、十月一日から一年とする。
- 3 第一項の消費者物価指数変動率は、基準料金指数の適用期間の始まる日の直近に終わる国の会計年度（次条において「基準年度」という。）又は暦年における消費者物価指数（総務省において作成する消費者物価指数のうち全国総合指数をいう。）の変動率とする。
- 4 第一項の生産性向上見込 rate は、三年ごとに現在の生産性に基づく将来原価及び今後の生産性向上を見込んだ将来原価から算定するものとする。
- 5 第一項の外生的要因は、生産性向上見込 rate 算定の際には考慮されない要因のうち消費者物価指数変動率に反映されないものとし、基準料金指数の適用期間ごとに算定するものとする。
- 6 法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の算定の際には、第一項の前適用期間の基準料金指数は百とする。

（料金指数の算出方法）

第十九条の六 法第二十一条第一項の料金指数は、特定電気通信役務の種別ごとに、次の式により算出するものとする。

料金指数 = $(\sum P_{t,i} S_i \div \sum P_{o,i} S_i) \times 100$

$P_{t,i}$ は、通信の距離及び速度その他の料金区分ごとの料金額

$P_{o,i}$ は、法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の適用の日の六月前における料金額で $P_{t,i}$ に対応するもの

S_i は、 $P_{t,i}$ が適用される電気通信役務の基準年度における供給量

- 2 前項に定めるもののほか、総務大臣は、料金指数の連續性を保つために必要な料金指数の修正の方法を別に定めるものとする。

（基準料金指数の通知期間）

第十九条の七 法第二十一条第一項の総務省令で定める日数は、九十日とする。

参考資料

1. プライスキャップ制度の概要
2. 「上限価格方式の運用に関する研究会」報告書 概要

1. プライスキャップ制度の概要

電気通信役務の利用者料金規制の基本的枠組み

- 利用者料金その他の提供条件については、累次の規制緩和を経て、原則、事前規制がかかっていない。
- ただし、極めて公共性の高い分野等については、一定の規制。
- 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害しているときは、料金の適正性を担保するため、契約約款変更命令や業務改善命令を課すことができる。

基礎的電気通信役務

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

対象：電話（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）

公衆電話（第一種公衆電話の市内通話、離島特例通話、緊急通報）

光IP電話（加入電話を提供する者のOAB～J番号を使用する音声伝送役務で、
基本料金額が一定の条件のもの）

具体的な規制内容

契約約款を作成し、
総務大臣に届出

指定電気通信役務

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者（NTT東日本・西日本）が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。

例：NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線
・フレッツ光・フレッツISDN・ひかり電話 等



保障契約約款を作成し、
総務大臣に届出

特定電気通信役務

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。

例：NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話



プライスキャップ規制の
対象

電気通信役務の利用者料金規制の基本的枠組み(概要図)

全ての電気通信役務

競争事業者の

- ・電話（通話）
- ・FTTH
- ・ADSL
- ・ISDN
- ・専用サービス
- ・IP電話（OAB～JーIP電話※1及び050ーIP電話）
※1 基礎的電気通信役務に該当するOAB～JーIP電話を除く

携帯電話、PHS、インターネット接続サービス 等

基礎的電気通信役務（契約約款届出対象役務）

（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務）

競争事業者の

- ・電話
(加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報)
- ・加入電話に相当するOAB～JーIP電話
(加入電話を提供する者のOAB～J番号を使用する音声伝送役務で、基本料金の額が一定の条件のもの)

指定電気通信役務

（保障契約約款届出対象役務）

（ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務）

NTT東日本・西日本の

- ・FTTH <フレッツ光、フレッツ光ネクスト>
- ・専用サービス <一般専用サービス 等>
- ・OAB～JーIP電話 <ひかり電話>※2
- ・その他 <フレッツISDN 等>

※2 ひかり電話のうち、加入電話に相当するものは、基礎的電気通信役務にも該当

NTT東日本・西日本の

- ・その他 <フレッツADSL 等>

NTT東日本・西日本の加入電話に相当するOAB～JーIP電話(基本料)

（加入電話を提供する者のOAB～J番号を使用する音声伝送役務で、基本料金の額が一定の条件のもの）

NTT東日本・西日本の

- ・加入電話（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）
- ・第一種公衆電話※3（市内通話、離島特例通話、緊急通報）

※3 戸外における最低限の通信手段として設置（市街地においては500m四方に1台、それ以外の地域においては1km四方に1台設置。）されている公衆電話（全国で10.9万台）

特定電気通信役務

（プライスキャップ規制対象役務）

（指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務）

NTT東日本・西日本の

- ・加入電話（市内通話、県内市外通話等）
- ・ISDN（加入者回線アクセス、市内通話、県内市外通話）
- ・公衆電話（基礎的電気通信役務以外）

上限価格方式(プライスキャップ制度)について

上限価格方式とは

- ・料金水準を規制する手法の一つ。
- ・行政が物価上昇率、生産性向上率、費用情報等に基づき上限価格をあらかじめ設定し、上限価格方式による料金規制の対象となるサービスを提供する電気通信事業者は、その料金水準が上限価格以下であれば、自由に料金設定を可能とするもの。
- ・上限価格方式は、電気通信事業者が料金水準を上限価格以下に維持し、コストを低減できれば、その分だけ超過利潤を得られるということから自主的な効率化努力の誘因・動機付けを与える、いわゆる「インセンティブ規制方式」の一つ。

導入の経緯

- ・電気通信市場への参入自由化後、地域通信分野(加入者回線設備を用いるもの)では、NTTによる実質独占的なサービス提供が行われており、その料金は横ばいで推移。
- ・こうした状況に鑑み、市場メカニズムを通じた適正な料金の水準の形成が困難であることが想定されるサービス(指定電気通信役務)のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きく、国民生活・経済に必要不可欠なサービス(特定電気通信役務)に対し、料金水準の上限(基準料金指数)を定めることにより、NTT東日本・西日本に経営効率化努力のインセンティブを付与しつつ、市場メカニズムによる場合と同等の実質的な料金の低廉化を目的として、2000年10月から上限価格方式(プライスキャップ制度)を導入。

プライスキャップの対象サービス(特定電気通信役務)

- ・NTT東日本・西日本が提供する音声伝送サービス(加入電話、ISDN、公衆電話)
- ・個別のサービスごとではなく、上限価格の対象役務種別のバスケットで基準料金指数を設定

種 別	対象サービス
音声伝送バスケット	加入電話・ISDN(市内、県内市外通話料)、公衆電話(通話料)、番号案内料
加入者回線サブバスケット	加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金)

プライスキャップ対象サービスの料金設定

- ・NTT東日本・西日本の実際の料金指数が、種別ごとに、基準料金指数を下回るものであれば、個々の料金は届出で設定が可能。
- ・基準料金指数を超える料金の設定については、総務大臣の認可が必要。

上限価格方式(プライスキャップ制度)について

基準料金指数

- ・能率的な経営の下における適正な原価や物価その他の経済事情を考慮して設定する料金水準。

$$\text{基準料金指数} = \text{前期の基準料金指数} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{生産性向上見込率(X値)} + \text{外生的要因※})$$

※外生的要因: 法人税率の変更等事業者の管理を超えたところで発生するコストの変化

- ・基準料金指数は、平成12年(2000年)4月の料金水準を100として毎年算定し、毎年10月から1年間適用。
適用開始日の90日前までにNTT東日本・西日本に通知(事業法第21条)。

生産性向上見込率(X値)

- ・基準料金指数の算定に必要な生産性向上見込率(X値)については、3年ごとに生産性の伸びやコスト動向をもとに算定。(現在適用されているX値の適用期限は、令和3年9月まで。)
- ・X値については、「上限価格方式の運用に関する研究会」において算定(今回は令和3年10月から3年間適用されるX値を算定)。

(参考)

- ・プライスキャップの運用に当たっては、3年ごとに生産性向上見込率(X値)を設定し、当該X値を用いて基準料金指数を設定している。X値は、その適用期間の最終年度に収支が相償するように算定され、具体的には次の式で表される。

$$\text{収入} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - X\text{値})^3 = \text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税額}$$

- ・これを、左辺をX値として整理すれば次のとおりであり、消費者物価指数変動率、費用、収入等を予測することによりX値を算定。

$$X\text{値} = 1 + \text{消費者物価指数変動率} - \sqrt[3]{(\text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税額}) \div \text{収入}}$$

【参考条文】 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)

(指定電気通信役務の保障契約約款)

第二十条 指定電気通信役務（第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によつて十分に提供されないことその他の事情を勘案して当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務の適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その提供する指定電気通信役務に関する料金その他の提供条件（第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。第五項及び第二十五条第二項において同じ。）について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2~6 (略)

(特定電気通信役務の料金)

第二十一条 総務大臣は、毎年少なくとも一回、総務省令で定めるところにより、指定電気通信役務であつて、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定めるもの（以下「特定電気通信役務」という。）に関する料金について、総務省令で定める特定電気通信役務の種別ごとに、能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができると認められる水準の料金を料金指数（電気通信役務の種別ごとに、料金の水準を表す数値として、通信の距離及び速度その他の区分ごとの料金額並びにそれらが適用される通信量、回線数等を基に総務省令で定める方法により算出される数値をいう。以下同じ。）により定め、その料金指数（以下「基準料金指数」という。）を、その適用の日の総務省令で定める日数前までに、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に通知しなければならない。

- 2 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、特定電気通信役務に関する料金を変更しようとする場合において、当該変更後料金の料金指数が当該特定電気通信役務に係る基準料金指数を超えるものであるときは、第十九条第一項又は前条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 3 総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があり、かつ、当該申請に係る変更後の料金が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。
 - 一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないこと。
 - 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。
 - 三 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであること。

- 4 総務大臣は、基準料金指数の適用後において、当該基準料金指数が適用される特定電気通信役務に関する料金の料金指数が当該基準料金指数を超えている場合は、当該基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があると認めるときを除き、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該特定電気通信役務に関する料金を変更すべきことを命ずるものとする。

5~7 (略)

(基準料金指数の算定方法等)

第十九条の五 法第二十一条第一項の基準料金指数は、適用期間ごとに、次の式により算定するものとする。

$$\text{基準料金指数} = \text{前適用期間の基準料金指数} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{生産性向上見込率} + \text{外生的要因})$$

2 基準料金指数の適用期間は、十月一日から一年とする。

3 第一項の消費者物価指数変動率は、基準料金指数の適用期間の始まる日の直近に終わる国の会計年度（次条において「基準年度」という。）又は暦年における消費者物価指数（総務省において作成する消費者物価指数のうち全国総合指数をいう。）の変動率とする。

4 第一項の生産性向上見込率は、三年ごとに現在の生産性に基づく将来原価及び今後の生産性向上を見込んだ将来原価から算定するものとする。

5 第一項の外生的要因は、生産性向上見込率算定の際には考慮されない要因のうち消費者物価指数変動率に反映されないものとし、基準料金指数の適用期間ごとに算定するものとする。

6 法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の算定の際には、第一項の前適用期間の基準料金指数は百とする。

(料金指数の算出方法)

第十九条の六 法第二十一条第一項の料金指数は、特定電気通信役務の種別ごとに、次の式により算出するものとする。

$$\text{料金指数} = (\sum P_t i S_i \div \sum P_o i S_i) \times 100$$

P_tiは、通信の距離及び速度その他の料金区分ごとの料金額

P_oiは、法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の適用の日の六月前における料金額でP_tiに対応するもの

S_iは、P_tiが適用される電気通信役務の基準年度における供給量

2 前項に定めるもののほか、総務大臣は、料金指数の連續性を保つために必要な料金指数の修正の方法を別に定めるものとする。

(基準料金指数の通知期間)

第十九条の七 法第二十一条第一項の総務省令で定める日数は、九十日とする。

2 「上限価格方式の運用に関する研究会」報告書 概要

第2章 X値の算定方法について

ミックス生産性準拠方式

過去の研究会においても採用してきた事業者の収入、費用データの予測値に基づき次期X値の適用期間(3年間)の最終年度に特定電気通信 役務の収支が相償する水準にX値を算定する方式を採用

$$\text{収入} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - X\text{値})^3 = \text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税額}$$

すなわち、

$$X\text{値} = 1 + \frac{\text{消費者物価指数変動率} - \sqrt[3]{(\text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税額}) \div \text{収入}}}{\text{収入}}$$

各数値の予測方法

- (1) NTT東日本・西日本の収入予測 … 固定電話回線数について2つのパターンで収入を予測
- (2) NTT東日本・西日本の費用予測 … NTT東日本・西日本の費用予測を基に、経営効率分析等を活用し費用を予測
- (3) 適正報酬額 … 正味固定資産価額等に基づき予測
- (4) 利益対応税額 … 適正報酬額のうち自己資本費用等に利益対応税を乗じて予測
- (5) 消費者物価指数変動率 … 政府機関等の公表値に基づき予測

回線数予測

- ✓ 本研究会においては、固定電話の回線数について、関数系を同一とした上で、算定の基礎となるトレンドの期間に差を設けることにより、2つのパターンで予測することとする。

	概要	NTT東日本	NTT西日本
回線数の予測 (令和元年度～令和5年度)	<p>パターンA 光IP電話・ドライカッパ電話等への移行影響が今後縮小していくことを想定し、平成23年度から令和2年度までの10年間の四半期データから単回帰式(ゴンペルツ)により今後のトレンドを予測</p> <p>パターンB 光IP電話・ドライカッパ電話等への移行影響が今後拡大していくことを想定し、平成16年度から令和2年度までの17年間の四半期データから単回帰式(ゴンペルツ)により今後のトレンドを予測</p>	▲5.7%	▲6.4%
		▲7.4%	▲7.8%

収入予測・費用予測

- ✓ 収入予測については回線数の予測に単金を乗じるなどの算定方法により収入予測を行った。
- ✓ 費用予測においては、人員減による人件費の削減をはじめとする経営効率化施策が提示されており、これまでの施策を継承したものとなっている。
- ✓ これによれば、特定電気通信役務(音声伝送バスケット)に与える効率化額は、3年間で1,000億円程度(パターンA:1,032億円、パターンB:998億円)と見込まれる。これらの額は、経営効率化が行われない場合に予測される費用に比して、パターンAは約10.4%、パターンBは約10.3%(いずれも令和5年度ベース)の効率化率に相当する。

		音声伝送バスケット		加入者回線サブバスケット	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
パターンA	収入予測	▲6.4%	▲7.0%	▲6.2%	▲6.8%
	費用予測	▲5.3%	▲6.1%	▲5.0%	▲6.1%
パターンB	収入予測	▲7.9%	▲8.2%	▲7.6%	▲8.0%
	費用予測	▲6.2%	▲7.0%	▲6.0%	▲7.1%

収入・費用予測結果
<対前年度変化率>
(令和元年度-令和5年度平均)

適正報酬額

適正報酬額＝レートベース × 報酬率

レートベース = 正味固定資産 + 貯蔵品 + 投資等 + 運転資本

報酬率 = 【1】他人資本比率 × 有利子負債比率 × 有利子負債利子率

+ 【2】自己資本比率 × 自己資本利益率 + 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債比率 × 国債利回り

※【1】のみ: 下限値、【1】+【2】: 上限値

- ✓ 過去の研究会報告書においては、報酬率は利用者利益、事業者利益、経済動向等を総合的に勘案し、中間値を目安として、上限値から下限値の間で設定てきており、今回も採用。
- ✓ これらの数値を基に、X値の算定に当たって用いられるNTT東日本・西日本の特定電気通信役務の報酬率を前期研究会と同様の計算方法で計算した場合は、NTT東2.99%、NTT西2.24%となる。
- ✓ 今回のX値の算定に当たっては、新型コロナウイルス感染症による市場環境への影響を踏まえ、自己資本利益率を下方修正することにより報酬率を抑制し、一層の生産性向上を促進することとする。(第8章参照)

利益対応税

- ✓ 報酬率の計算式の【2】の項に該当する部分に利益対応税率を乗じる。
(自己資本費用 + 他人資本費用のうち有利子負債以外の負債に係るもの) × 利益対応税率
- ✓ 利益対応税率には、事業税、地方法人特別税、法人税、復興特別法人税、道府県民税、市町村民税を使用。

消費者物価指数変動率

- ✓ 今般は、新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響により、消費者物価指数の変動が激しく、景気回復に向かう道筋にも不透明さが残っていることから、過去の実績値を用いて算出することは困難であり、各機関が公表している予測値を用いることとし、それらの平均を採用。
- ✓ 前期の検討では、1月に発表される暦年の実績値を予測値として用いたが、令和2年については、1月から3月までと4月以降とでCPIに大きな違いがあることから、1月公表の令和2年(暦年)CPI実績値は使用しないこととする。また、予測値の一貫性を図る観点から、令和3年度及び令和4年度についても予測値の平均を用いることとする。

機関名	タイトル（日付）	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
総務省統計局	消費者物価指数（R3.1公表）（暦年）	0		
政府	令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度 (R3.1.18閣議決定)	▲0.6	0.4	
日本銀行	経済・物価情勢の展望（2020.10.30公表） <>は日本銀行政策委員見通しの中央値	▲0.7～▲0.5 <▲0.6>	0.2～0.6 <0.4>	0.4～0.7 <0.7>
(公社)日本経済研究センター	第184回 短期経済予測（2020.11.26公表）	▲0.3	0.7	0.1

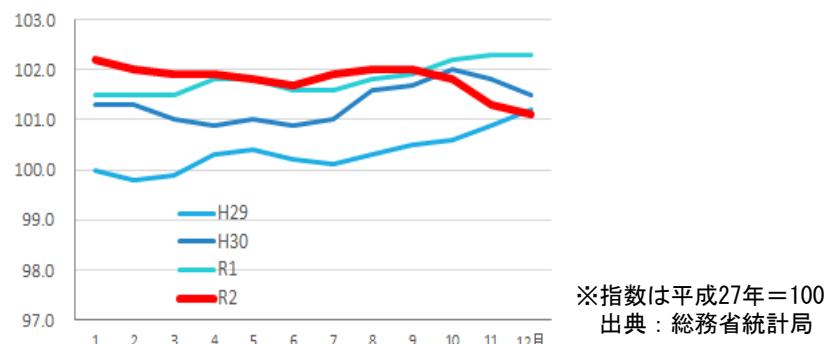
$$\text{令和2年度予測} = (\Delta 0.6 + \Delta 0.6 + \Delta 0.3) / 3 = \Delta 0.5$$

【(参考) 平成29年～令和2年における月ごとの総合指数の動き】

$$\text{令和3年度予測} = (0.4 + 0.4 + 0.7) / 3 = 0.5$$

$$\text{令和4年度予測} = (0.7 + 0.1) / 2 = 0.4$$

$$\text{3か年平均 } (\Delta 0.5 + 0.5 + 0.4) / 3 = 0.1$$



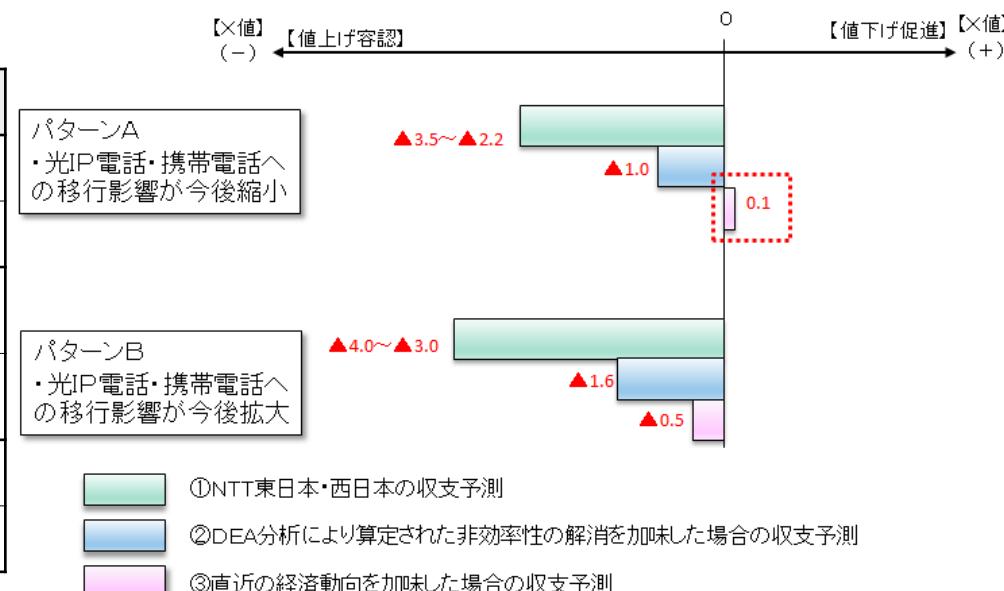
X値算定の考え方

- ✓ X値を算定するにあたっては、ミックス生産性準拠方式を使用することとし、まずは、NTT東日本・西日本の令和元年度のデータに基づいて算定された収支予測にNTT東日本・西日本の効率化施策を織り込んで算定する。(①)
- ✓ そのうえで、DEA分析により算定された非効率性の解消を加味して算定する。(②)

※DEA分析(Data Envelopment Analysis<包絡分析法>)
NTT東日本・西日本各支店を独立した事業体とみなして、令和元年度の費用データに基づき、最も効率的な支店を基準とした他の支店の非効率性を算定し、それぞれ削減可能額を算出する。
- ✓ 前期研究会と異なる要素として、新型コロナウイルス感染症の企業活動への影響として、主要企業の経営悪化の状況を踏まえ、自己資本比率を補正した上で算定する。(③)
- ✓ これらの点を総合的に勘案した上で、X値を試算することとする。

【X値の試算結果(音声伝送バスケット)】

		NTT東日本	NTT西日本	
①	NTT東日本・西日本の収支予測	パターンA	▲2.2%	▲3.5%
		パターンB	▲3.0%	▲4.0%
②	DEA分析により算定された非効率性の解消を加味	パターンA	▲1.0%	
		パターンB	▲1.6%	
③	直近の経済動向を加味	パターンA	0.1%	
		パターンB	▲0.5%	



X値の算定について

- ✓ X値の算定の結果、③のパターンA以外、すべての値が0を下回る結果となった。一般論として、X値がマイナスであると言うことは、X値の算定を通じて経営効率化を促すというプライスキャップ制度の趣旨にそぐわない結果となり、基本的に採用すべきではない。
- ✓ X値がマイナスとなった場合、政策的補正を行う観点から、0にするという考え方もあるが、X値のマイナス幅に関係なく一律になること、生産性向上を通じて利用者料金の適正化を促すという制度趣旨を考えるとその取扱いには十分に留意する必要がある。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえることは、一定の合理性が認められることから、本研究会においては。③のパターンAを採用する。

加入者回線サブバスケットについて

- ✓ 加入者回線サブバスケットについては、音声伝送バスケットに対して加入者回線サブバスケットの占める割合は年々高くなっていること、両バスケット間は同一視できる水準になっていることから、加入者回線サブバスケットのX値についても音声伝送バスケットと同一にすることが適当

【加入者回線サブバスケットが音声伝送バスケットに占める割合】

		平成19年度	平成22年度	平成25年度	平成28年度	令和元年度
収入	NTT東日本	80.8%	84.4%	86.7%	88.9%	90.3%
	NTT西日本	81.2%	85.5%	87.3%	89.2%	90.5%
費用	NTT東日本	87.3%	88.9%	90.1%	90.5%	91.0%
	NTT西日本	87.5%	90.1%	90.5%	91.1%	91.2%

第9章 今後の検討課題等について

今後の検討課題等について

- ✓ インセンティブ規制というプライスキャップ規制の制度趣旨からすると、NTT東日本・西日本は、費用予測において予測した経営効率化施策の水準以上の費用削減が達成された場合、それにより生じた利潤を受けられることとなる。したがって、NTT東日本・西日本には、本研究会で示された経営効率化施策に限定することなく経営効率化の努力を行うことが期待され、総務省においては、今後の検証のため、経営効率化施策の効果について可能な限り把握することが適当である。
- ✓ DEA分析が、学術的信頼性も高いことから、採用されてきており、本研究会においても、その基本的な考え方を維持したところである。総務省においては、他の経営効率性分析の手法について引き続き調査するとともに、有意な経営効率性分析の結果が得られる手法があった場合には、その結果の妥当性、その位置付け等について検証を行うことが必要である。

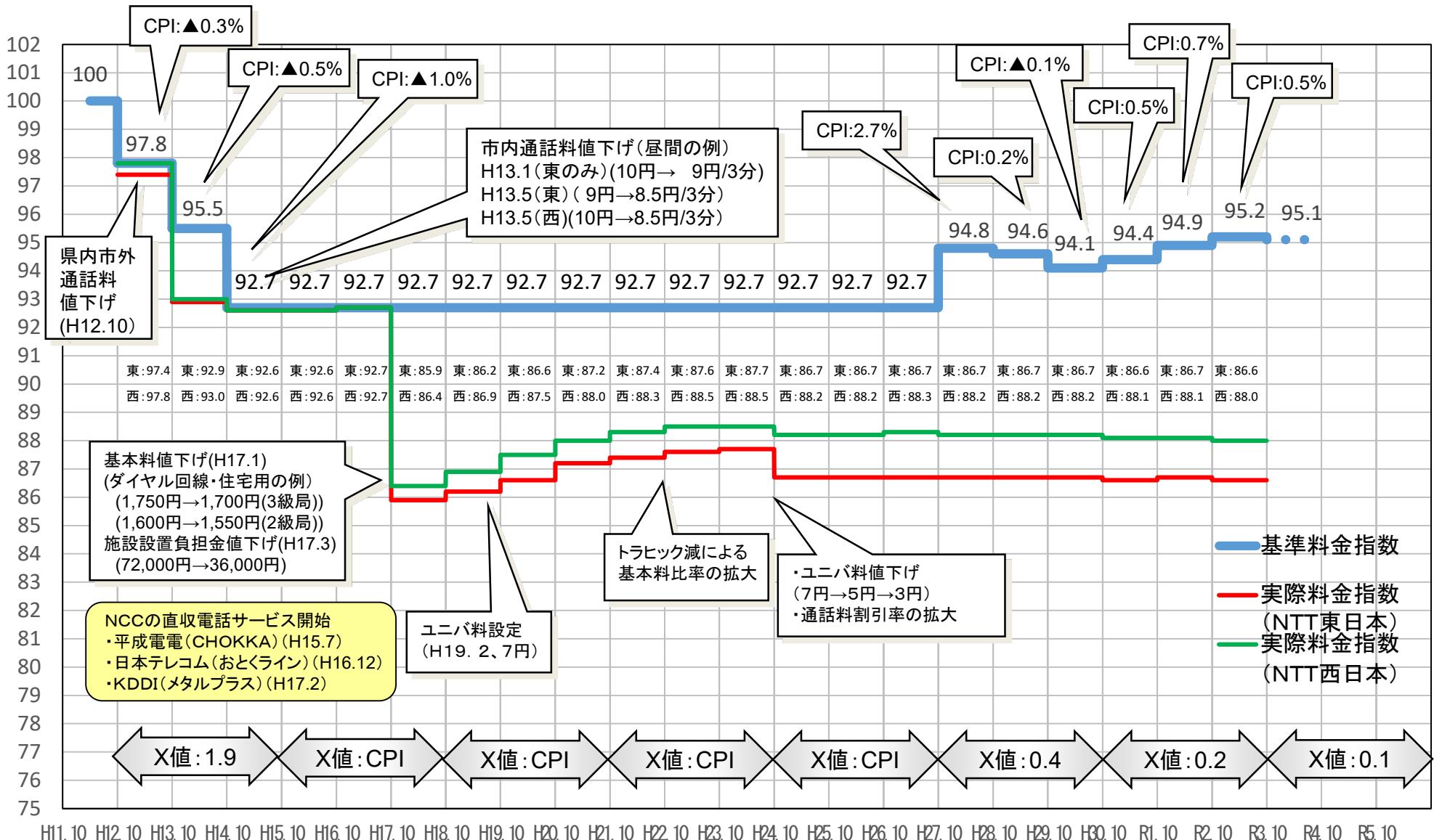
【IP網へのマイグレーションに向けた検討の必要性について】

- ✓ 令和7年度を目途にPSTNをIP網に移行する構想を発表し、また、令和6年1月には加入電話を一斉にメタルIP電話へサービス移行(契約切り替え)を行いたい旨表明しており、その提供条件については、基本料は現状と同額とした上で、通話料は全国一律の料金とする考えが示されている。
- ✓ NTT東日本・西日本の加入電話を主たる対象としてきたプライスキャップ制度についても、マイグレーションに向けて、所要の見直しを行う必要があると考えられる。
- ✓ 今後、メタルIP電話の提供開始後の取扱いにも留意しつつ、移行期の指標の考え方について整理することが必要である。利用者の利便を確保する観点から、次々期X値の算定(3年後)を待たずに検討を開始する必要がある。

【その他】

- ✓ 今後も、加入電話に係る需要の減少傾向が続くことが想定される中にあって、現在の費用削減等に関する基本的な考え方を維持したままX値を算定し、当然に正の値が得られると期待することが難しくなっている。このため、総務省においては、今後、IP網へのマイグレーションに伴って算定方法見直し等を行う際には、X値の在り方を始めとしてプライスキャップ制度の在り方について改めて検討することが適当である。

基準料金指数と実際料金指数の推移① (音声伝送バスケット)

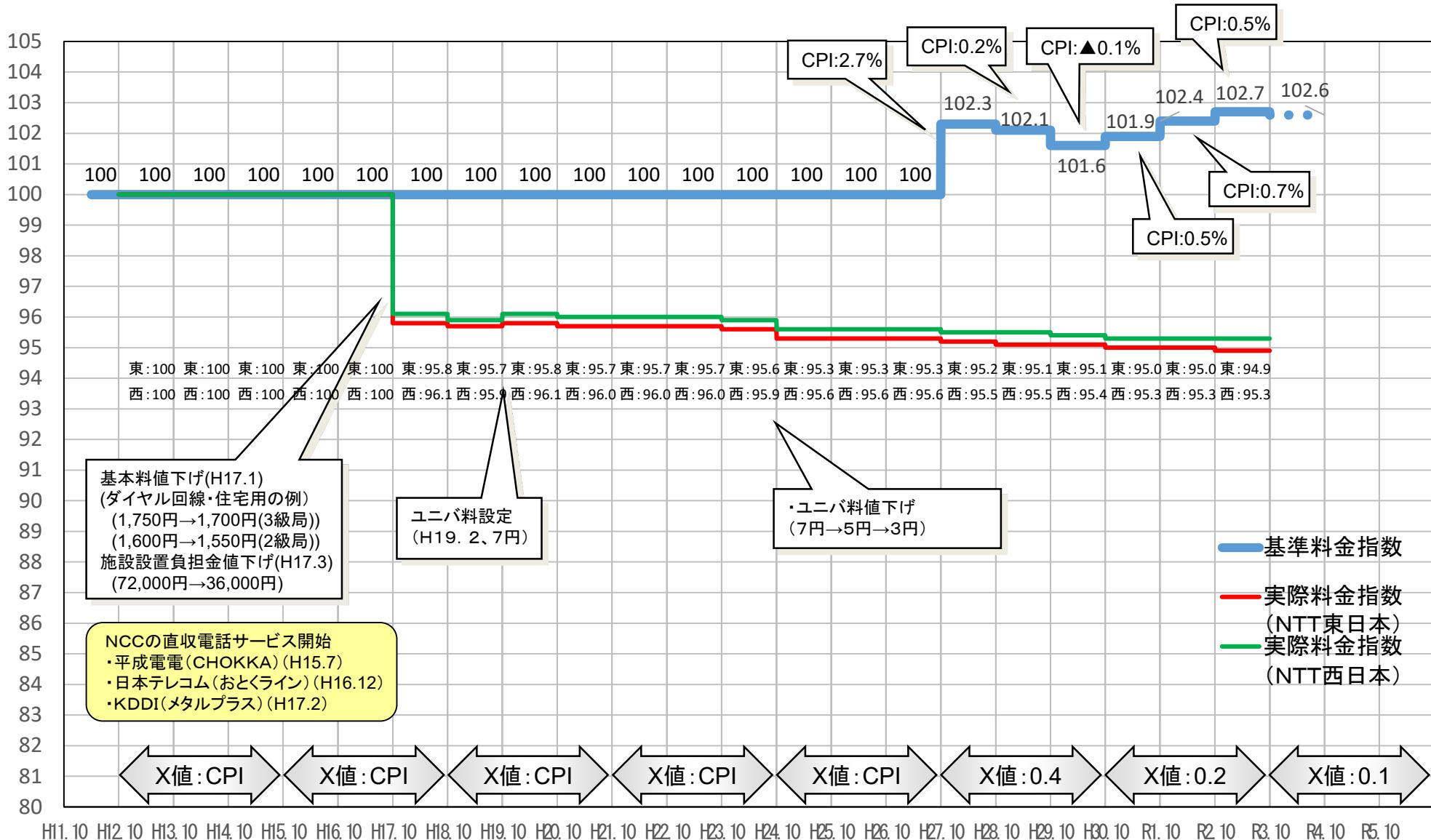


H11.10 H12.10 H13.10 H14.10 H15.10 H16.10 H17.10 H18.10 H19.10 H20.10 H21.10 H22.10 H23.10 H24.10 H25.10 H26.10 H27.10 H28.10 H29.10 H30.10 R1.10 R2.10 R3.10 R4.10 R5.10

※ X値…生産性向上見込率

※ CPI…消費者物価指数変動率

※ 音声伝送サービス全体は、加入電話・ISDN(施設設置負担金・基本料・通話料・通信料)、公衆電話(通話料・通信料)を対象とする。



※ X値…生産性向上見込率

※ CPI…消費者物価指数変動率

※ 音声伝送サービス全体は、加入電話・ISDN(施設設置負担金・基本料・通話料・通信料)、公衆電話(通話料・通信料)を対象とする。